

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 89 号

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、同条第1号中「利用の」を「条例第4条第1項若しくは第3項又は第7条の規定による」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(許可等の通知)」に改め、同条中「第1条」の右に「又は第2条」を加え、「場合において、当該申請に係る利用を許可したときは」を「ときは、許可又は不許可を決定し」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とする。

第1条中「京都市大宮交通公園条例（以下「条例」という。）第6条」を「条例第7条」に改め、「条例第3条第1項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(行為許可等の申請)

第1条 京都市大宮交通公園条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による行為の許可又は同条第3項の規定による変更の許可を受けようとするものは、それぞれ京都市大宮交通公園内行為許可申請書（第1号様式）又は変更許可申請書（第2号様式）を条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

附則の次に次の2様式を加える。

第1号様式（第1条関係）

京 都 市 大 宮 交 通 公 園 内 行 為 許 可 申 請 書

(宛先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所(法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー

京都市大宮交通公園条例第4条第1項の規定により京都市大宮交通公園内における行為の許可を申請します。	
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
復 旧 方 法	
そ の 他	

第2号様式（第1条関係）

変 更 許 可 申 請 書

(宛先) 指定管理者	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市大宮交通公園条例第4条第3項の規定により変更の許可を申請します。	
変更の内容	
変更の理由	
その他	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)